

## 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、「平成28年熊本地震」により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループの構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

- 第2条 この要綱において「平成28年熊本地震」とは、平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。
- 2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者をいう。
- 3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。
- 4 この補助金において「復興事業計画」とは、平成28年熊本地震に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

### （交付の目的）

第3条 補助金は、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、当該中小企業等グループの構成員に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、平成28年熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

### （交付対象経費）

- 第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループの構成員は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成28年6月20日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所等を置く中小企業等グループの構成員であり、かつ、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業等の公共事業の影響により、令和2年度までに交付申請を行うことができなかった者とする。
- 2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループの構成員の施設又は設備であって、平成28年熊本地震により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、か

つ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

（補助率等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

- 2 中小企業者以外の会社の施設又は設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。
- 3 前2項の補助金の上限額は、1事業者あたり15億円とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）補助事業計画書

（2）その他知事が必要と認める書類

- 3 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループの構成員は、交付申請をすることができない。

（1）暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2）県税に未納がある者

- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（補助事業の経理等）

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の減少額が30%を超える場合
- （2）補助事業に要する経費の区分相互間（施設・設備）の30%を超える場合
- （3）補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第7号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第8号様式によるものとする。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第14条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業実績書
- （2）その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。
- 4 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の補助金等の額の確定通知は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書(別記第12号様式)及び補助金概算払請求書(別記第13号様式)によるものとする。
- 3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第14号様式により、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- 五 補助事業者が、暴力団排除に関する制約事項に違反した場合
- 六 補助事業者が、第14条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

2 規則第21条第2項に規定する知事の承認を受けようとするときは、別記第15号様式により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 前項の承認通知は、別記第16号様式によるものとする。

4 知事は、前2項の承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他必要な事項)

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別 表

交付対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループの構成員の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備付けの設備に係る費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。

上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

別記第1号様式（第6条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

年度において、熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）を下記により実施したいので、熊本県補助金等交付規則第3条の規定により熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（1）補助事業に要する経費 金 円

（2）補助金交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）

2 補助事業の目的及び概要

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

4 補助事業完了予定期日

年 月 日

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第2号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊 本 県 知 事

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

1

2

3

4

別記第3号様式（第10条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）  
変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）  
（前回までの申請額 金 円）

2 変更計画の理由

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
- 2 知事が必要と認める書類

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第4号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊 本 県 知 事

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）変更  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付け 年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）の交付決定金額を金 円（前回までの交付決定金額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

1

2

3

4

別記第5号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊 本 県 知 事

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）  
変更計画承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本  
県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）の計画変更については、熊本  
県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により  
準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第6号様式（第11条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）  
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった  
年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）について、下記のと  
おり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第7号様式（第12条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）  
遅延等報告書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

（補助事業者）  
住 所  
名称（氏名）  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった  
年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）について、熊本県中  
小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付要綱第12条の規定により下記  
のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第8号様式（第13条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）  
遂行状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）  
住 所  
名称（氏名）  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった  
年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）の 年  
月 日現在の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条の規定により下記のと  
おり報告します。

記

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	交付決定額		自己負担額 ( - )	完了予定 年 月 日
			決定額	実績額		
施設費	円	円	円	円	円	
設備費	円	円	円	円	円	
商業機能の復 旧促進のため の事業	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

グループ名 : 「 」  
認定番号 : 「 」

別記第9号様式（第14条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）  
実績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）  
住 所  
名称（氏名）  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定通知に基づき、  
年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 知事が必要と認める書類

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第10号様式（第15条関係）

番 号  
年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

熊 本 県 知 事

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）

交付確定通知書

年 月 日付けで（変更）交付決定した 年度熊本県中小企業等  
グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）については、熊本県補助金等交付規則第14  
条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- |   |       |   |             |
|---|-------|---|-------------|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円（千円未満切り捨て） |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円           |

別記第 1 1 号様式 ( 第 1 6 条関係 )

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 ( 単県事業分 ) 交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 ( 単県事業分 ) として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条及び熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 ( 単県事業分 ) 交付要綱第 1 6 条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	口座名義			
直接払				
送金払				

年 月 日

( 補助事業者 )

住 所

名称 ( 氏名 )

代表者職氏名

グループ名 : 「 \_\_\_\_\_ 」

認定番号 : 「 \_\_\_\_\_ 」

熊 本 県 知 事

様

別記第12号様式(第16条関係)

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(単県事業分)  
概算払申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

(申請者)

住 所

名称(氏名)

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(単県事業分)を下記のとおり概算払くださるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(単県事業分)交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(今回申請額)金 円(千円未満切り捨て)

補助事業に 要する経費	交付決定額	概算払 受領済額	今回概算払 申請額	残 額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

[ ]

添付書類

- 1 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金(単県事業分)概算払請求書
- 2 領収書(写)等の支払額が確認できる書類

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第13号様式（第16条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）  
概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）交付要綱第16条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円（千円未満切り捨て）

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	口座名義			
直接払				
送金払				

年 月 日

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

グループ名 : 「 \_\_\_\_\_ 」  
認定番号 : 「 \_\_\_\_\_ 」

熊 本 県 知 事

様

別記第14号様式(第17条関係)

第 号  
年 月 日

(補助事業者の氏名又は名称) 様

熊 本 県 知 事

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(単県事業分)交  
付取消通知書

年 月 日付けで(変更)交付決定した 年度熊本県中小企業等グループ  
施設等復旧整備補助金(単県事業分)については、熊本県補助金等交付規則第17条及び熊  
本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(単県事業分)交付要綱第17条の規定によ  
り、下記のとおりその額を取消したので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第15号様式（第19条関係）

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（単県事業分）

取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

熊 本 県 知 事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

年度において、熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得 年 月 日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること）
- 4 処分の理由

グループ名 : 「  
認定番号 : 「

別記第16号様式（第19条関係）

第 号  
年 月 日

（補助時事業者の氏名又は名称） 様

熊 本 県 知 事

年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）  
による取得財産の処分承認について  
年 月 日付けで申請がありました 年度熊本県中小企業等グループ施  
設等復旧整備補助金（単県事業分）による取得財産の処分承認申請については、（下記条件  
を附して）承認します。

記

1

2